

商品売買規約

甲（乙指定の申込書（以下、「本申込書」という。）記載のご契約者）及び乙（株式会社 EPARK リラク&エステ）は、本申込書記載の商品（以下、「本商品」という。）の売買について、本「商品売買規約」（以下、「本規約」という。）に基づき次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結するものとする。

第1条（契約の成立時期）

本契約は、甲から乙に契約の申込がなされ、乙の承諾のもとに本申込書が作成された（署名又は記名捺印）ときをもって成立するものとする。

第2条（引渡し）

- 乙は、本申込書記載又は別途甲乙間に定める納入場所において、本商品を甲に対して納入するものとする。納入に要する費用は、甲が負担するものとする。但し、納入場所が離島の場合、別途、甲乙協議の上決するものとする。
- 甲は、本商品の納入を受けた場合、直ちに当該本商品を検査して、品目違い又は数量不足等を発見したときは、納入後 3 日以内（以下「検査期間」という。）にその旨を甲は乙に対して通知するものとし、検査期間満了日までに甲から何らの通知もない場合は、検査期間満了日をもって本商品の乙から甲への引渡し完了するものとする。
- 甲は、本申込書記載又は別途甲乙間に定める納期までに設置場所を用意し、電源工事等が必要な機器については、受入準備を完了するものとする。

第3条（所有権の移転）

本商品の所有権は、本商品の引渡し完了した時点をもって乙から甲に移転する。

第4条（債務不履行時の特約）

甲は、本契約に基づく乙への支払いを一度でも怠った場合、直ちに本商品の占有を乙に移転しなければならないものとする。

第5条（代金）

- 甲は、本商品の代金について本申込書記載の金額を一括又は分割で、乙の指定する払込期日までに、本申込書記載又は別途乙の指定する方法により支払うものとする。尚、振込手数料は、甲の負担とする。また、分割での支払期間中に、租税法規の変更による公租公課の増額が行われた場合、当該増額分は全て甲が負担するものとする。
- 甲が前項に定める金額の支払いを遅延したときは、乙は甲に対して、払込期日の翌日から全額の支払いが完了する日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を請求できるものとする。

第6条（危険負担）

納入日より前に本商品の滅失又は毀損が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き乙が危険を負担するものとし、納入日後に生じた滅失又は毀損については、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き甲が危険を負担するものとする。

第7条（修理）

甲は、乙に対して本商品に関して有償の修理業務を委託することができるものとする。

第8条（責任の制限）

乙は、乙に故意又は重大な過失のある場合を除き、本商品の使用により、甲又は第三者が被った直接的又は間接的な一切の損害（特別損害を含む）について責任を負わないものとする。なお、乙が責任を負う場合であっても、当該責任の範囲は、乙の故意又は重大な過失に基づき、甲に直接かつ現実に発生した通常の範囲の損害の金銭賠償に限られ、かつ、その金額は、当該損害の発生した本商品に関して乙が甲から受領した本商品の代金額を上限とする。

第9条（不可抗力）

- 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、法令、規則の改正、政府の行為その他の不可抗力により、乙が本契約の全部又は一部を履行できない場合であっても、乙はその責任を負わないものとする。
- 前項に定める事由が生じた場合には、乙は甲に対してその旨の通知をする。この通知発送後 6 ヶ月を経過しても前項の事由が解消されず、本契約の目的を達成することができない場合には、乙は催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第10条（秘密保持）

甲は、本契約に基づき乙から開示を受け、その他本契約の履行の過程において取得した乙に関する情報を秘密に保持し、事前に乙の書面による同意を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

第11条（期限の利益）

甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対する債務の期限の利益を喪失するため、乙に対して、本契約に基づく債務全額を直ちに支払わなければならないものとする。

- 会社更生、破産、競売を申し立てられ、又は自ら申立てたとき。
- 差押、仮差押もしくは仮処分を受け、又は公租公課滞納による処分を受けたとき。
- 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
- 支払い停止、支払い不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡により金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- 資産、信用、支払い能力に重大な変更を生じたとき乙が認めたとき。
- 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟（捜査報道がされた場合を含む）の対象となったとき。
- 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
- 本契約に基づく乙への支払いを一度でも怠った場合。
- その他本契約の各条項に違反したとき。

第12条（解除）

甲が前条各号のいずれかに該当した場合、乙は甲に対して催告をせずに自己の債務の履行の提供をしないで、直ちに本契約を解除し本商品の返還請求を行なうことができるものとする。なお、甲が本商品を返還した場合であっても、本契約の解除日までに甲が乙に対し支払った本商品の代金は、本契約の成立時点から解除時点までの本商品の甲による利用の対価とみなし、乙は甲に対し当該代金を返還する義務を負わないものとする。

第13条（損害賠償）

- 前条もしくは合意により本契約が解除された場合は、甲は、自己の費用負担において直ちに本商品を乙に返還するものとし、かつ本商品の代金相当額の損害賠償金及びこれに対する商事法定利率による遅延損害金を加算した金額を、乙に対して支払うものとする。
- 本契約の解除が商品の引渡し前である場合には、本契約の締結並びに履行及び履行準備のため通常要する費用の額を損害賠償額とする。
- 甲は、本規約に違反し、乙に損害を与えた場合には、逸失利益を含む損害を全額賠償しなければならないものとする。

第14条（清算）

本契約が解除された場合には、乙は甲より受領した代金を任意に損害賠償金、遅延損害金その他本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務の弁済に充当して清算し、不足額があればその金額を請求することができる。

第15条（公正証書作成義務）

甲は、乙の請求がある場合は、何時でも本契約につき、強制執行認諾文言を付した公正証書を作成するものとする。

第16条（契約終了後の効果）

本契約終了後も本条、第 8 条乃至第 10 条、第 13 条乃至第 23 条の規定の効力は存続するものとする。

第17条（委託）

乙は、本商品の甲への発送業務・本商品の代金の請求業務等の全部又は一部を、甲の承諾なく第三者に委託することができるものとする。

第18条（権利譲渡の禁止）

甲は、乙の事前の書面による承諾を得ずして、本契約に基づく、権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡すること及び自己もしくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとする。

第19条（個人情報の利用目的）

- 乙は、甲に関する情報（個人情報を含む。）を、以下の各号に該当する場合において利用するものとする。
 - 本商品を提供する場合（料金等に関する請求を行う場合を含む。）
 - 本規約又は本商品の変更に関する案内をする場合。
 - 本商品に関し緊急連絡を要する場合。
 - 乙及び乙のグループ会社（以下「乙等」と総称する。）が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
 - マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
 - 乙等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
 - 乙等が取り扱う商材のご案内を行う場合。
 - 法令の規定に基づく場合。
 - 甲から事前の同意を得た場合。
- 乙は、乙の「個人情報保護方針」に基づき前項に定める情報を適切に取扱うものとする。

第20条（確認事項）

甲乙は、甲が自己の営業に継続的に利用するために本契約を締結していることを相互に確認する。

第21条（反社会的勢力に関する表明及び確約）

1. 利用者は、相手方に対し、自ら及び自らの役員が、本契約の締結日において以下の者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋
 - 社会運動等標ぼうゴロ
 - 特殊知能暴力集団
 - その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 反社会的勢力によって経営を支配されていること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的で反社会的勢力を利用していること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供、または便宜を供与していること
 - 自らの役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に

非難されるべき関係を有すること

3. 利用者は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、または本条の確約に違反したことが判明した場合、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとします。

4. 前項に基づく契約の解除が行われた場合、虚偽の申告をし、または本条の確約に違反した利用者（以下「違反利用者」といいます。）は、解除を行った相手方（以下「解除相手方」といいます。）に対して損害賠償を請求できないものとします。

5. 第4項に基づく契約の解除によって、解除相手方が損害を被った場合、違反利用者は解除相手方に対してこれを賠償する責任を負うものとします。

第22条（合意管轄裁判所）

甲乙間で訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第23条（信義誠実の原則）

本契約に規定なき事項及び本契約の解釈に疑義を生じた場合には、甲乙信義誠実を旨とし、両者協議の上解決するものとする。

2017年4月1日制定

2024年12月1日改定

以 上